

## 目的別預金規定

### 1. 概要

目的別預金口座（以下「本口座」といいます。）とは、口座情報連携サービス規定に規定する外部事業者（以下、「提携先」といいます。）が提供するアプリケーション（以下、「アプリ」といいます。）で開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない普通預金口座です。本口座開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申込手続が必要です。

### 2. お取引の制限等

本口座では、だいし ID の申込代表口座またはサービス利用口座の内、普通預金口座（以下、「振替元口座」といいます。）との間でのアプリを通じた振替のみご利用になれます。そのため、当行本支店の窓口や現金自動預入払出兼用機（ATM）ではお取引できません。また、各種料金の自動支払、給与・年金および配当金の自動受取口座としての指定、「だいしダイレクト」への登録もできません。

### 3. 届出事項

名称、住所、その他の本口座の届出事項は振替元口座と同一となります。届出自行に変更 k があったときは、書面によって振替元口座の取引店に届け出てください。

### 4. 目的別預金の解約等

アプリから本口座利用解除の手続を行った場合、本口座内の残高は、全額振替元口座へ入金されます。利用解除を行うことで、本口座は解約となります。

本口座の利用解除をしないまま、振替元口座を解約することはできません。

### 5. 普通預金規定等の適用

本規定と普通預金規定の定めが重複する場合、本規定が普通預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については、普通預金規定、休眠預金等活用法に関する預金取引規定に基づいてお取り扱いします。

以 上